

【表1】労働不能程度区分

① 死亡	労働災害のため死亡したものです。即死の場合だけではなく、負傷又は業務上の疾病が直接の原因で死亡したものも含みます。
② 永久全労働不能	労働災害の結果、労働基準法施行規則に規定された 身体障害等級表 （下の表2参照。以下同じ）の第1級～第3級に該当する障害を残すもののことです。
③ 永久一部労働不能	労働災害の結果、 身体障害等級表の第4級～第14級 に該当する障害を残すものことで、次のa、bに該当するものをいいます。 a 身体の一部を完全に喪失したもの b 身体の一部の機能を永久に廃したるもの
④～⑥ 一時労働不能	労働災害の結果、災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上は負傷のため労働できないが、ある期間を経過すると、身体の一部または身体の一部の機能をそぞう失せずに治ゆして、 身体障害等級表の第1級～第14級 に該当する障害を残さないものをいいます。

【表2】身体障害等級表

第1級	第11級
1両眼が失明したもの	1両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
2そしゃく及び言語の機能を廃したもの	2両耳のまぶたに著しい運動障害を残すもの
3神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護をするもの	3一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護をするもの	3の2 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
5削除	3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
6両上肢をひじ関節以上で失ったもの	4一眼の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
7両上肢の用を全廃したもの	5胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
8両下肢をひざ関節以上で失ったもの	5せき柱に変形を残すもの
9両下肢の用を全廃したもの	6一手の示指、中指又は環指を失ったもの
第2級	7削除
1一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの	8一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの
2両眼の視力が0.02以下になったもの	9胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護をするもの	第12級
2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護をするもの	1一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
3両上肢を手関節以上で失ったもの	2両耳のまぶたに著しい運動障害を残すもの
4両下肢を足関節以上で失ったもの	37歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
第3級	4一眼の耳かの大部分を欠損したもの
1一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	5鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こり骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの
2そしゃく又は言語の機能を廃したもの	6一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
3神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	7一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
4胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	8長管骨に変形を残すもの
5両手の手指の全部を失ったもの	8の2 一手の小指を失ったもの
第4級	9一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの
1両眼の視力が0.06以下になったもの	10一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの
2そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの	11一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの
3両耳の聴力を全く失ったもの	12局部にがんこな神経症状を残すもの
4一上肢をひじ関節以上で失ったもの	13削除
5一下肢をひざ関節以上で失ったもの	14外貌に醜状を残すもの
6両手の手指の全部の用を廃したもの	第13級
7両足をリスフラン関節以上で失ったもの	1一眼の視力が0.6以下になったもの
第5級	2一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの
1一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	2の2 正面視以外で複視を残すもの
1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	3両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの
1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	3の2 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
2一上肢を手関節以上で失ったもの	3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
3一下肢を足関節以上で失ったもの	4一手の小指の用を廃したもの
4一上肢の用を全廃したもの	5一手の母指の指骨の一部を失ったもの
5一下肢をひざ関節以上で失ったもの	6削除
6両手の手指の全部の用を廃したもの	7削除
7両足をリスフラン関節以上で失ったもの	8一下肢を1センチメートル以上短縮したもの
第6級	9足の第三の足指以下の一つ又は二の足指を失ったもの
1一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	10一足の第二の足指の用を廃したものの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したものの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したるもの
1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	第14級
1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	1一眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの
2一上肢を手関節以上で失ったもの	23歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
3一下肢を足関節以上で失ったもの	2の2 一耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
4一上肢の用を全廃したもの	3上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
5一下肢の用を全廃したもの	4下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
6両足の足指の全部を失ったもの	5削除
7両足の足指の全部を失ったもの	6一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
8そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの	7一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
9両耳の聴力を全く失ったもの	8一足の第三の足指以下の一つ又は二の足指の用を廃したもの
10一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	9局部に神経症状を残すもの
11一足の足指の全部の用を廃したもの	10削除
12生殖器に著しい障害を残すもの	備考
13上肢を手関節以上で失ったもの	1视力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定する。
14上肢を足関節以上で失ったもの	2手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものという。
15一上肢の用を全廃したもの	3手指の用を廃したものとは、手の指の末節の半分以上を失い、又は中手筋指節間関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものという。
16一下肢の足指を失ったもの	4足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
17一下肢を3センチメートル以上短縮したもの	5足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中指節間関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
18一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの	6足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中指節間関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
19一足の三大関節中の二関節の用を廃したもの	7一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの
20一足の三大関節中の二関節の用を廃したもの	8一足の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの
21一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの	9一足の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの
22一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの	10一下肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの



政府統計
このマークは、統計法に基づく
國の統計調査であることを示し、
提出いただいた調査票情報の
秘密の保護に万全を期すことを
約束するものです。

平成30年労働災害動向調査 (総合工事業調査 下半期)

厚生労働省

調査票記入要領

必ずお読み下さい

○この調査は、労働災害(業務上災害)の発生状況を調べ、労働災害を防止するための資料とすることを目的としています。ご回答いただいた内容は、統計調査以外の目的に使用することはできません。

○「総合工事業調査」は、総合工事業の工事現場で発生した労働災害を調査するため、1月～6月を上半期、7月～12月を下半期として年に2回実施しています。※今回は下半期についてご回答ください。

○下記の調査対象期間について、本紙中面の記入要領に沿って調査票にご記入の上、同封の返信用封筒を使って、厚生労働省宛て、下記の提出期日までに到着するよう、ご提出をお願いします。

○インターネットからオンライン回答を行うことも可能です。回答作業を簡素化できますので、ぜひ、ご利用ください。オンライン回答の場合は、同封の「オンライン調査システム利用ガイド」をご参照の上、同じく本紙中面の記入要領に沿ってご入力ください。

※実労働日数および実労働時間数が「0」の場合、オンライン回答はできません。(中面右下を参照)

調査対象期間 … 平成30年7月～12月 (下半期)

提出期日 … 平成31年1月21日 (月) 必着

調査票を記入する前に

1)この調査でいう「労働災害」とは、調査対象工事現場で働く労働者の、業務遂行中に、業務に起因(従事している仕事や付随行為が原因)した負傷、疾病および死亡をいいます。ただし、業務上の疾病であっても、遅発性のもの(例えばじん肺、鉛中毒症、振動障害など相当期間経過後に発症するもの)、食中毒および伝染病は除きます。
※なお、通勤途上の負傷、疾病(いわゆる通勤災害)はこの調査から除きます。

2)労働災害に該当するか否かについては、労働基準監督署に提出している「療養補償給付請求書(5号、7号)」の控えや、「労働者死傷病報告」の控えなどによっても確認することができます。調査票のご記入に当たっては、できるだけこれらの資料を確認した上でお願いします。

3)今回の調査対象に選定されたのは、調査票の中央上部に記載の「調査対象工事現場の労働保険番号」を付与された工事現場のみです。該当する工事現場についてのみご回答ください。(中面中央上を参照)

4)問5労働災害の発生状況において労働災害による死傷者がいない場合は、各合計欄に「0」を記入するのみでかいません。

調査票の記入が終わりましたら

1)調査票各欄のご記入が終わりましたら、①記入事項が正しいか、②記入もれがないか、③記入担当者の氏名が所定の欄に記入してあるか、ご確認をお願いします。

2)調査票は、同封の返信用封筒を使って、平成31年1月21日(月)までに到着するよう投函してください。
※オンラインによる回答の場合も、平成31年1月21日(月)までにご回答をお願いします。

3)調査票の記入内容について、電話で照会する場合がありますので、その際はご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】調査票のご記入に当たって不明な点などは、下記にお問い合わせください。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 政策統括官付参事官付賃金福祉統計室 安全衛生第二係

電話番号…03-5253-1111(内線)7669、7661

受付時間…9:30～17:00(12:00～13:00、土・日・祝祭日、年末年始を除く)

